

平成30年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(平成29年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点	P 5
2	観点別評価	P 5
3	評価の結果	P 5
III	外部評価委員の意見・提言及び対応策	
	【学校整備室】学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	P 6
	【学校教育課】特別支援教育支援員配置事業	P 8
	【社会教育課】文化財保護事業	P 11
	【その他】評価対象事業以外で外部評価委員から出された意見	P 14
	参考資料	
○	指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 15
○	平成30年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 16

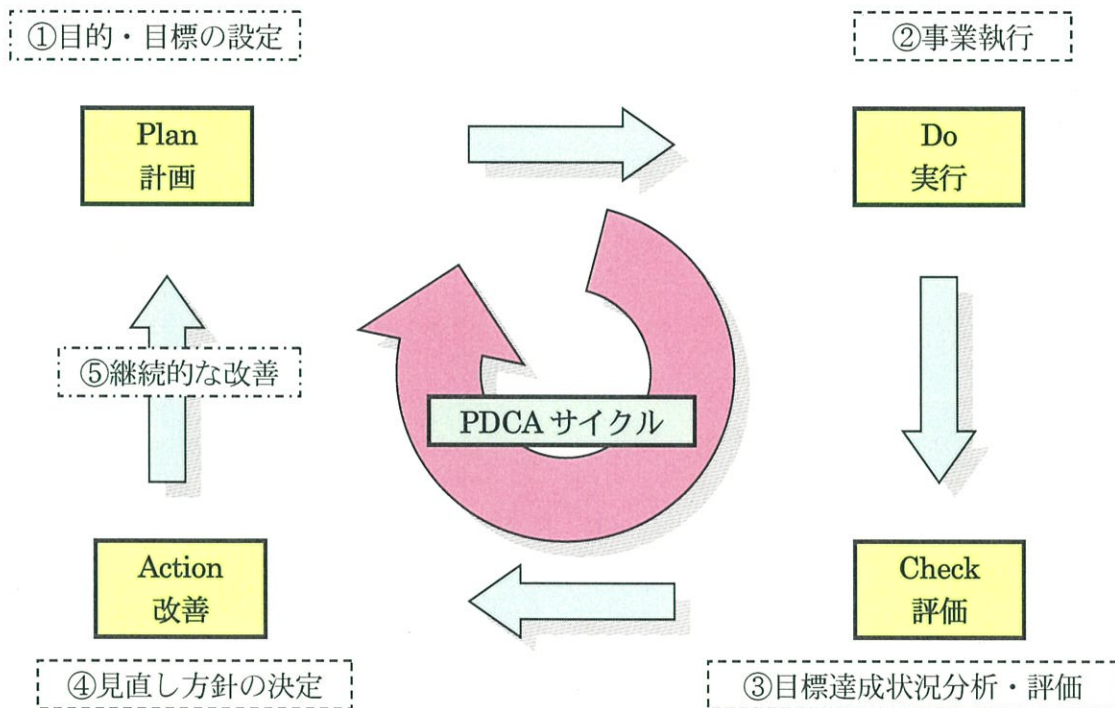
平成31年1月
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

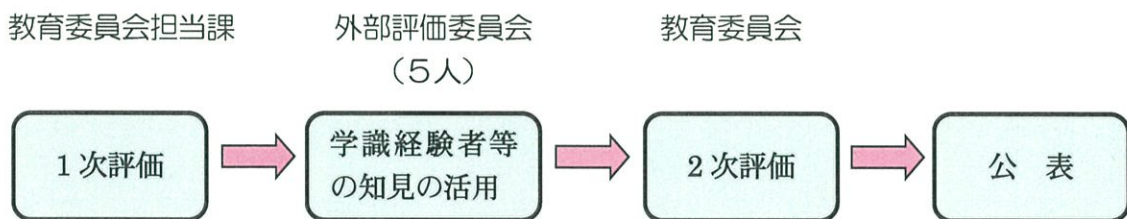
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成30年 | 6月 | ・点検・評価の対象事業の選定（選出） |
| | 7月 | ・事務事業評価シートの作成
・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| | 8月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
・外部評価委員からの意見・提言 |
| | 9月 | ・評価委員の意見等への対応 |
| | 11月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| | 12月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 平成31年 | 1月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	学校整備室	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価
2	学校教育課	特別支援教育支援員配置事業
3	社会教育課	文化財保護事業

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	妥 当	妥 当	見直し必要
② 特別支援教育支援員配置事業	妥 当	妥 当	妥 当
③ 文化財保護事業	妥 当	見直し必要	見直し必要

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>ブロック塀の撤去やエアコン設置など緊急的に取り組まなければならない事案が今後も出てくると思われるが、校舎の非構造部材の耐震化工事等やトイレの洋式化など、国・県の交付金や有利な起債等を活用しながら計画的または優先的な実施に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金制度による小中学校普通教室へのエアコン設置、体育館の非構造部材の耐震化や大規模改造、洋式化率の低い学校トイレの洋式化、学校無線LANの整備などを実施し、教育環境の質的向上を図る。
② 特別支援教育支援員配置事業	<p>支援の必要な児童生徒が増加傾向にあるなかで、子どもや学校の教育的ニーズに的確に対応するため特別支援教育支援員の増員を進め、学習環境の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員が、週4日配置の小学校2校、週3日配置の小学校2校、兼務のみで週3日配置の中学校1校に対して週5日常駐できるように配置を進めていく。 ・市全体の実情を把握しながら配置転換を進めていく。
③ 文化財保護事業	<p>文化財の保存・継承を更に推進するため、既存事業の手段を改善し、文化財保護思想の啓発普及活動の効果を高めるために、ボランティア活動等と教育機会との融合や、地域での教育活動への文化財活用を促進するための手段改善などを行い、学校、地域、社会教育団体等との連携を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員の会議、社会教育関係団体、郷土芸能保存会等との協議機会を生かし、市民との協力関係の構築に努め、市民総ぐるみの保護体制の構築を目指す。 ・文化財の周知に関する手段の改善を進め、真に市民の誇りを醸成できるよう努める。

Ⅲ 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
<p>学校整備室</p>	<p>学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価</p>	<p>児童生徒が、安全で快適に学べる環境づくりに、計画的に取り組んでいる印象をもちました。①トイレの洋式化率が少しでも、全国・県の平均に近づけられるよう努力してください。②非構造部材の耐震化については、引き続き優先的に進めてください。</p> <p>学校再編の動向を見極めながらの整備となっていきますが、児童生徒が伸び伸びと学習できる③環境づくりを基本として、今後とも事業を進めてください。</p>	<p>① トイレの洋式化について 家庭では洋式トイレが普及するなか、学校のトイレの洋式化率が低い状況にあります。洋式化率の低い学校から優先し、また、トイレの現状や学校側の要望等も考慮して、計画的に改修に取り組み、快適な環境整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>② 非構造部材の耐震化について</p>
		<p>達成率が国や県に比べ、非常に低い状況にある①トイレの洋式化。気候変動に追いつかず、なかなか進まない⑤エアコン設置等、学校再編を見据えながらの工事計画は、行政として問題山積みだろーと思えます。その中で、校舎同様、耐震化工事率が非常に高い体育館の改修が進んでいることは、児童生徒はもとより、災害時には必ず使わせてもらうであろう我々地域住民にとっても、非常に有難いことだと思えます。遅れている①⑤トイレ・エアコンに関して、早い年度で解決され、児童生徒たちが安心安全で快適な学校生活を送れるよう、一層の努力をお願いいたします。</p>	<p>南海トラフ地震の発生確率が30年以内で70～80%と予想されていることから、災害時における対策も喫緊の課題であります。体育館が避難所となっていることから、非構造部材の耐震化については、引き続き優先的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>③ 教育環境づくり(教育環境の整備・確保)について 毎年、各小中学校から『学校施設修繕要望書』を提出していただき、優先順位を決めて修繕等を実施しておりますが、さらにより良い教育環境となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>
		<p>東日本大震災から7年が経過し、その後も各地で甚大な自然災害が発生しています。学校施設として、児童や生徒が安全で快適に学べる教育環境の整備及び災害時に避難所となる体育館等の施設については、年次的、計画的に実施されておりますが、①トイレの洋式化については、国・県平均と比べると低い状況にあります。交付金を利用して、可能な限りもう少し早い年度での実施をお願いします。</p> <p>今後は、⑥施設の老朽化や学校再編に関する諸課題を考慮しつつ、④危険ブロック塀の改修、撤去及び⑤教室へのエアコン設置等対策を迫られる学校施設には、国・県の交付金等を活用して、いち早く対応できる体制を整え、安全で快適に過ごす③教育環境の確保に努めていただきたいと思います。</p> <p>学校施設環境改善交付金に係る施設整備</p>	<p>④ 危険ブロック塀の改修について 6月18日の大阪北部地震の発生でのブロック塀倒壊による小学生の死亡事故に伴い、市立の小中学校内のブロック塀の点検調査を行いました。その中で、建築基準施行令の基準に適合しないものなどを調査したところ、6小中学校で該当するブロック塀等を確認し、これらのブロック塀については、全て撤去等の改修を行ったところであります。</p> <p>⑤ エアコンの設置について 空調機器の設置については、今年の記録的な猛暑の現状を受け、早急に対応すべきと判断し、来年度、エアコンの設置工事を行う方法と、レ</p>

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
学校整備室	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>計画事業については、財政の厳しい中、計画的に実施されていると思います。現在の日本では、いつ、どこで、どのような災害が発生するか予想できません。屋体は、災害時に避難所となる施設ですので、<u>②屋体非構造部材耐震化工事の実施</u>されていない学校については、早い時期に耐震化工事の実施をお願いしたい。</p> <p><u>①トイレ改修工事</u>、<u>⑤エアコン設置等</u>については、児童生徒数の推移を勘案しながら、計画を進めていくことをお願いします。</p> <p>既存の学校における安全面に関する<u>⑥老朽化対策工事や耐震工事</u>、教育環境の質の向上のための<u>①トイレ改修工事</u>など、どれも在学中の子どものことを考えれば、早急にしなければならないものだと思います。また、<u>②体育館の耐震工事</u>の未実施の学校については、順次取り組むとのことだったので、計画通りに進めていただきたい。</p> <p>また今年も、全国各地で猛暑日の日が続き、小学1年生が命を落とすという悲劇が起こりました。教室内の気温も、扇風機での対策では授業に集中できない状況を見ると、主要校の<u>⑤エアコン設置</u>やリース等の対応とされることは良いと思います。</p> <p><u>①トイレの洋式化</u>では、洋式化率が低く、平成33年度までに38%を目指すとのことですが、平成33年度には学校再編を加味した場合には、さらに洋式化率は上がるのではないかと思います。ただし、平成28年11月の全国平均は43%となっていますので、平成33年度には50%程度を目指す取組が必要ではないかと思います。</p>	<p>ンタルによる床置き形エアコンを設置する方法の2つの方法で、各学校に設置する方向で考えております。なお、エアコンの設置工事については、国の動向や、歳出の平準化、学校規模の適正化の動きも踏まえながら、今後、年次的に対応してまいりたいと考えております。</p> <p><u>⑥ 老朽化対策工事や耐震工事について</u></p> <p>校舎等の老朽化対策につきましては、平成31年度に策定を予定している学校施設個別計画における長寿命化計画等に基づき、取り組んでまいりたいと考えております。なお、校舎や体育館の耐震化については、耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事を平成27年度までに完了しております。</p>

※意見提言等本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目に対応しております。

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
<p>学校教育課</p>	<p>特別支援教育支援員配置事業</p>	<p>児童生徒や保護者の思いに寄り添った温かい支援を行うべく、市教委と現場の緻密な連携が図られている印象をもちました。改革・改善の中にあるように、①②③④全てに特別教育支援員が常駐できる体制ができることを切に願います。</p>	<p>① 特別支援教育支援員配置事業の推進について 各学校からは、毎年度同じ支援員を配置してほしいとの要望があがってきており、学校と支援員との連携や関係性は非常に良好であると考えております。今後も年3回の研修等を充実させ資質の向上を図るとともに、支援員の学校配置を換えていくことで有能な人材を循環できるように努めてまいりたいと考えております。</p>
		<p>今年の②指宿の支援員の人数は14.5%。他の市に比べ、あまりに低い大きな理由はどこにあるのでしょうか。目的とする、児童生徒に寄り添った温かい支援を行っていくには、この人数ではとても難しい状況にあると思います。現場の支援員の声も多く届いていると思いますが、まず、人数不足の解消が一番。35～40%（4～5人）までは、少なくとも近づける努力がほしい。単に条件や資格をゆるめたらいい、というものではないでしょうが、ぜひお願いします。</p> <p>さらに、③年間210日、1日5.5時間の枠が、十分に役割を果たすには少ないのではないかと。年間、増加傾向の支援を必要とする児童生徒、この枠も広げること考えていただきたい。人件費や他の費用も増えていくと思われそうですが、見合った成果や効果も必ず生まれてくる等、児童生徒、さらに保護者が安心して学校生活を送ることができ、教師もまた、ゆとりある気持ちで向き合うことができるのではないかと思います。</p>	<p>② 支援が必要な児童生徒数と支援員の人数について 南薩4市の中で指宿市の支援対象人数が多いのは、少しでも支援が必要と思われる児童生徒をすべて報告してもらっているためです。平成30年度鹿児島県全体で支援を受けている児童生徒は5.7%（7511人/132718人）、指宿市は5.4%（166人/3078人）と県平均並みです。これに対して支援員の配置は、鹿児島県全体で10.8%（809人/7511人）、指宿市は14.5%（24人/166人）と県より高い割合になっております。各学校においては、支援員と協力しながら実態に応じて児童生徒に寄り添った支援に取り組んでいますが、さらに児童生徒に寄り添った温かい支援を行うため、研修等の内容を充実させるなどして人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
		<p>支援が必要な児童生徒が、②④安心して学校生活を送れるような環境を整えるための、教育支援員の配置の状況はどうなのでしょう。中学校においては、兼務の学校もあります。支援内容によっては、影響はありませんか？児童生徒に対して、個に応じた指導ができ、学習効果を上げるには資格を必要とする支援員の確保と、支援員の資質の向上に努めることこそ、より充実した学習成果を上げることになると思います。</p> <p>特別支援教育支援員配置事業は、これからの指宿の将来を担う子どもたちの教育について、非常に大切な事業であり、この事業の推進については感謝したい。</p> <p>現在、世の中は非常に便利になっていくが、この流れについていけない子どもたち</p>	<p>③ 特別支援教育支援員の日数や時間について 年間210日は、夏休みや冬休み、土日祝日等を除いた児童生徒が学校生活を送るすべての日数であり、1日5.5時間は5時間目までの支援が可能です。学校や児童生徒の保護者から日数や時間に関して特に相談等はありませんが、学校の実態を把握しながら支援員の増員、配置を検討してまいりたいと考えております。支援員においては、5.5時間の枠</p>

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
<p>学校教育課</p>	<p>特別支援教育支援員配置事業</p>	<p>も増えてくると思います。指宿の子どもたちに温かい教育をするためにも、財政、議会等の理解をいただき、<u>④全学校に特別支援教育支援員の配置をお願いしたい。</u> <u>⑤児童生徒数は、毎年減少しているのに、支援員が必要な児童生徒数が増加しているのはなぜなのか、認識度が高いからなのか、増加している分析をしてほしい。</u></p> <hr/> <p>教育上、配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、支援員の適正な配置人数は分かりませんが、<u>④兼務となっている学校での弊害が生じていないのかが心配です。</u>対象の生徒が複数いる学校には、予算もあることですが、<u>可能なだけ増員できればと思います。</u>担任の先生や他の生徒たちが、安心して授業を進められるような環境づくりを行わなければ、全体的な学力低下にも繋がりがねないのではと心配です。多動傾向の生徒がいる学校では、過去には校長先生まで対応に追われていたこともあったと、聞いたことがあります。 <u>⑥また、事業評価シートと添付資料の平成30年度の要支援児童生徒数の合計数に、約100人の差がありました。どちらの数値が合っているのかが分かりませんが、2桁以上の生徒がいる学校には、今の倍以上の配置が必要だと思います。</u>増員するには、支援員の資格等の見直しも検討していただきたいです。例えば、資格を持っていなくても採用でき、有資格者には時給プラス資格手当とするなど。 支援員を増やすのと同時に、<u>⑧対象となる児童生徒の根本的な改善を行うために、保護者への理解をしてもらう取組に力を入れてほしいです。</u>また、未就学児の情報交換の機会を増やすことで改善すると思いますが、幼・保・小の連携が、まだまだ不十分に感じます。</p>	<p>が勤務条件の一つである人が多いのも現状ですが、今後、様々なことを視野に入れて模索してまいりたいと考えております。</p> <p><u>④ 兼務となっている学校での状況と特別支援教育支援員の配置について</u> 支援の内容や児童生徒の様子を記録簿に記入したものを管理職が毎日確認することで児童生徒の状況を学校全体で共通理解して一人一人の支援に取り組んでおります。中学校の兼務に関しては、常駐のほうがより生徒の実態に応じた対応が可能になると考えておりますので学校の実態を把握しながら支援員の増員、配置を検討してまいりたいと考えております。</p> <p><u>⑤ 支援を必要としている児童生徒数の増加について</u> 特別支援教育に関する正しい知識や認識が学校や保護者の中にも広がってきており、合理的配慮に基づいて一人一人の児童生徒の実態に応じた教育環境の整備が進んできていることが要因だと分析しております。今後も特別支援教育を必要とする児童生徒や学校は、増加傾向にあります。支援員の資質向上や人数確保等、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p><u>⑥ 事業評価シートと添付資料の要支援児童生徒数の差について</u> 事業評価シートの要児童生徒数166人は、個別支援シート等に基づいて30年度に実際、支援を行っている児童生徒数であり、添付資料の要児童生徒数261人は、29年度末に次年度、少しでも支援が必要と思われる児童生徒数を各学校から推定で報告してもらったものでした。学校での状況を把握しながら支援が必要と思われる児童生徒を見逃さないように取り組んでおります。</p>

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
学校教育課	特別支援教育支援員配置事業		<p>⑦ <u>特別支援教育支援員の資格の見直しや増員について</u> 支援の必要な児童生徒が増加する状況の中で、子どもや保護者の教育的ニーズに的確に応えるために、支援員の人材確保に関しては、資格等の見直しも含めて柔軟に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>⑧ <u>保護者への理解、関係機関との連携について</u> 関係機関との連携や情報共有の場を増やしていく予定であります。また、就学相談会の周知徹底や積極的な活用も模索してまいりたいと考えております。</p>

※意見提言等本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目に対応しております。

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
社会教育課	文化財保護事業	<p>貴重な郷土の文化財等が、十分に生かされずに埋没してしまうことのないよう、市民に認識してもらう手立てをとってほしい。私も含めて、文化財の場所や、その維持のために、どのようなことが行われているのか、よく知らない。①広報活動は行っているのですが、現状として知られていないので、その効果的な対策をとればと思います。予算的には厳しいのですが、少しでも上積みできればよいのですが。</p> <p>文化財の修復について。すばらしい文化財が、非常に異なるイメージで修復がなされたとしても、その価値は以前と変わりなく、未来へと引き継がれていくものでしょうか？小田地区にある木造千手観音坐像が、その一例です。昭和43年に地区より修復に出され、47年に市の指定を受けています。後4～5年早く見つけてくれて、手を差し伸べていてくれたら、昔のままの姿形で今も存在し得たかもしれず、残念でなりません。②市には、まだ発見されず、未指定のものもたくさんあるはず。それらを一日も早く発見し、保護してくださるようお願いいたします。そして、③修復の際には専門家の方々が必ず関与してほしい。</p> <p>市民への啓発。まるごと博物館の中に住んでいる私たち。その楽しさ、面白さ、ロマンなどというのは、まだまだ多くの人には浸透してないように思います。何かに興味をもつというのは、本当に小さな1つの糸口からです。その入口を見つけると、奥へ奥へと広がり、世界が見え、歴史が見えてくる。文化財から広がっていく世界が、どんなに楽しいか！多くの人に文化財に親しみ、大切に作る心が生まれれば、それが未来へと語り継ぐ力にもなり、色々な活動へ参加する力にもなる。私たちに入口を見つける楽しさを教えてください！たくさんの予算も必要だし、専門的な人材も必要でしょう。大変なことですが、頑張ってください。</p> <p>地域に存在する文化財をより多くの市民が共有し、その価値を理解し、地域と連携を図りながら、人づくり、まちづくりを推進するためには、人の手とお金がかかります。④補助金を活用しながら、地域をあげ</p>	<p>① 文化財の周知について 市内に所在する文化財等の広報活動につきましては、市広報紙に毎月「いぶすきまるごと博物館」を掲載し（10月号で148回）、指定文化財等の紹介記事を掲載し、周知に努めております。また、社会教育課では「いぶすきまるごと博物館マップ」で、市内各地にある文化財の紹介をするとともに、マップから文化財紹介のホームページを閲覧できるようにしております。ここでは、文化財の所在地までインターネット地図が案内する機能を搭載しております。さらに、観光課と共同で指宿まるごと博物館看板を市内の観光拠点に設置し、文化財を案内いたしております。</p> <p>② 未指定文化財の保護について 教育委員会では、市内に所在する未指定文化財に関する調査・研究を、文化財保護審議会の意見をいただきながら実施しております。この中で、今後保存していくべき文化財についてリストアップするとともに、その保護のために、所有者と連絡・調整に努めております。</p> <p>③ 専門家を入れた文化財の修復について 市内に所在する文化財の中には保存状態が悪く、修復が必要なものもございます。ご指摘のように、文化財の修復に関しましては、学術的裏づけに基づき、現状で最も適切と考えられる方法で行う必要があります。 最近修復した事例では、県指定有形文化財の「指宿光明禅寺の木造阿弥陀如来立像」があります。この仏像は廃仏毀釈の際に破壊から免れましたが、その際の管理状態が悪かったこともあり、劣化していたところでした。平成26年度に修復を行った際は、鹿児島県文化財保護審議会委員で別府大学客員教授である八尋和泉先生の指導をいただき、仏</p>

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
社会教育課	文化財保護事業	<p><u>て地域の文化財補修や、環境整備に取り組む必要があると思います。一般市民の共有財産である文化財を、広く市民や観光面においても知ってもらうためには、④文化財の案内看板の設置を、せめて年4件程度はお願いしたいです。</u></p> <p>また、いぶすきジュニア検定は、青少年が郷土の文化財に興味・関心を持つ機会を設けて、郷土愛を育てる意味でとてもいいことです。できるものなら、⑤夏休みの体験活動として、文化財案内のサポート役を務めてみることも、子どもたちの心に残る取組ではないでしょうか。</p>	<p>像修復の専門業者が実施したところ。本来の姿をできるだけ忠実に復元する方法で修復したところ。市内に所在する文化財で修復を必要とする文化財につきましては、文化庁や県文化財課、専門家の指導をいただきながら、国・県補助金や財団等の補助金を活用しながら、実施してまいりたいと考えております。</p> <p>④ <u>文化財関連予算について</u> 文化財看板設置予算については、今後確保について努力してまいりたいと考えております。</p>
		<p>文化財保護事業は、予算の少ない中よくやっていると思います。指宿の文化財を将来の指宿市民に残すために、④<u>予算の獲得をお願いします。</u>指宿市民に文化財に興味をもってもらうため、例えば、⑥<u>島津家墓地の清掃をボランティアで行い、ボランティアで参加した人たちに文化財の説明を行い、理解してもらうというような事業はどうでしょうか。（2時間から3時間）</u></p>	<p>また、看板修理に関する優先順位に関しましては、訪問者が多い箇所について、地域や観光関係者の方から要望をいただきますので、配慮しているところです。</p> <p>加えて、市では文化財関係の修復や環境整備のために、毎年補助金を準備しているところです。国・県・市指定文化財だけでなく、未指定文化財に関しても支出を行い、文化財の保全に努めているところです。</p>
		<p>指宿市には、有形無形を合わせ、指定文化財が78件ありますが、看板等の修繕が必要なものが19件あり、所要年数が9年以上かかるとのことでした。今年、大河ドラマ「西郷どん」や、2年後の鹿児島国体などの相乗効果で、県内への観光客の増加が見込まれます。指宿を訪れた観光客の方が、そのような看板を見れば、おそらく指宿市全体の観光地としてのイメージは、どんなものになるのかは、火を見るよりも明らかではないかと思えます。</p> <p>修繕が必要な看板が、どの文化財なのかは分かりませんが、④<u>観光客が見て、行く確率の高いところを優先して、修繕していただきたい</u>と思います。また、文化財の清掃管理のための賃金も支給されておりますが、その⑦<u>文化財までの道路等への管理も必要だ</u>と思います。私も、県外の方を観光で案内する時に、主要道路脇の雑草などの管理がひどく、恥ずかしい思いをしたことがあります。道路の管轄は、別の部署なのかもしれませんが、観光に関するものとしてお願いしたいと思えます。</p>	<p>⑤ <u>子どもの体験活動について</u> 子どもの夏休みの体験活動につきましては、「古代にチャレンジ」や「ふるさと探検隊」等様々なイベントの中でも、青少年に文化財を知る機会を提供してまいりました。平成27年度からは時遊館COCOCOはしむれにおきまして、「ジュニア学芸員講座」を開催しております。この講座は、小・中学生を対象にして、時遊館COCOCOはしむれの展示や橋牟礼川遺跡を学び、実際に来訪者の方に案内を行う体験講座となっております。今後もこのような講座の機会を活用し、青少年が郷土の文化財に興味・関心を持つ機会を広げてまいりたいと考えております。</p>

施策（担当課）	事務事業名	意見提言等の内容	対応等
社会教育課	文化財保護事業		<p>⑥ <u>今和泉島津家墓地でのボランティア活動について</u> 今和泉島津家墓地につきましては、平成31年度を目標に国の史跡に指定していただけるよう、調査・研究成果を報告書にまとめているところです。墓地については現在も、ボランティアの方に清掃をしていただいたり、ガイド会が案内活動をしてくださっております。ご指摘の内容につきましては、郷土教育の素材としても更に活用する必要があると考えているために、地域の学校における「いぶ好きふるさと学」や、地域の子ども会活動の機会に活用できないか検討してまいりたいと考えております。</p> <p>⑦ <u>道路管理について</u> 文化財までの道路等の管理につきましては、社会教育課でも毎年春に定例的に文化財パトロールを実施するとともに、台風等が襲来した後に必ず文化財の現状確認のためのパトロールを実施しております。この際には、道路の状態の確認も行い、管理者に管理を依頼しているところですが、ご指摘のような雑草等の繁茂がある場合につきましても、今後気をつけてまいりたいと思います。</p>

※意見提言等本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目に対応しております。

【その他】評価対象事業以外で外部評価委員から出された意見

外部評価委員からのその他意見	対応等
<p>山川高校は、昭和 47 年に校舎が建ち、かなり壁が劣化し爆裂状態にある。壁が落ちてくるという危険性があるので、早めに剥き出しにしているのだが、なかなか予算がつかず、見苦しい状態が続いているところである。市内の小中学校では、そういうことはないか。</p>	<p>市内の小中学校においても、老朽化が進んでいる。昭和 40～50 年代の建物も多いところである。学校施設個別計画を平成 32 年度までに策定し、それに則って整備をしていく予定である。</p> <p>爆裂があった場合は、危険が伴わないような対策を取りつつ、早目の改修工事を進めているところである。</p>
<p>学校においては、いじめ対策というのはあるのか。自殺を凶ったりと、色々な問題をニュース等で観るたびに、指宿では、そういうことはないだろうと思っている。</p> <p>本当に悲惨なことなので、特に注意を払って、そういうことが起きる前に止めていただけるよう、お願いをしておきたい。</p>	<p>いじめに関しては色々なニュースがあり、本市でも起きないとは限らない。教育委員会としては、そういうことがいつでも起こりうるかもしれないという姿勢でいる。</p> <p>また、いじめに関しては、法律も変わってきている。例えば、担任がこれはいじめかなと思ったものは、今までは担任が処理していたが、学校全体で共有しなければならなくなっているのが、学年主任、教頭、校長、生徒指導と、みんなで取り組むこととなった。</p> <p>これまで、喧嘩はいじめではないという認識だったが、本人がいじめだと思ったら、それもいじめということになり、いじめの定義が広がった。そのようなことから、いじめは無いという学校は、逆に要注意となる。いじめの件数が倍になっている学校は、それが良いとは言えないが、子どもたちを見ることができているという認識である。</p> <p>いじめというのは、発生してから 3 か月間経過観察し、その間に何もなかった時に解消とされる。本市においても、いじめは何件か出てくるが、それが 3 か月以上継続している件は、現在のところはない。</p>
<p>小中一貫教育というのがあるが、スケジュール的にどうなっているのか、教えていただきたい。</p>	<p>小中一貫教育は、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間の連続した学びの中で子どもの育成を図るものである。</p> <p>本年度と来年度の 2 年間で準備期間としており、現在、各中学校区で話し合いを持ち、実践しながら準備を進めている。</p> <p>平成 32 年度からは、全中学校区で施設分離型の小中一貫教育を全面実施する予定である。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 30 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
中野 裕一	山川高等学校校長
岡本 タミ子	社会教育委員
西牟田 多美子	時遊館COCCOはしむれ運営協議会委員
濱田 悟	元市職員，指宿市体育協会副会長，浜西地区自治公民館長
出口 正樹	市PTA連合会

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。